

平成30年度 新農業人発掘・雇用拡大・定着促進事業

学生を農業体験受入れ可能な 農業経営体を募集します！


ポイント1

将来の有為な人材を発掘・
獲得するチャンスです！

ポイント2

学生から斬新なアイデア
を得られるチャンスです！

募集締切
7月2日



学生への農業体験の提供により農業分野への
就業・就職の機会を与えてみませんか。



経営体の声

参加した経営体の評価

- 農繁期の経営体では、時間が十分に取れない中、若い学生が職場にいることが従業員のモチベーションUPに繋がることのできた。
- 指導に当たった社員も初心に立ち返り、課題や問題点を洗い出すことができた。



(公財)三重県農林水産支援センター

事業目的

学生の皆さんに、農業を職業としての選択肢の一つとして加えていただくため、県内の農業経営体のご協力を得て、農業分野での体験を行う機会を学生の皆さんに提供することにより、県内の農業経営体に、一定期間にわたり学生の皆さんを農業体験を通じて、農業の潜在的な可能性や職務内容を学生の皆さんに認知してもらうことで、農業就労への意識の醸成や就労の促進につなげるためのものです。

支援内容

学生を農業体験受入にご協力いただいた農業経営体に対して、実施に要した下記の経費等(上限有り)を支援センターが支援します。

【対象経費等及び上限額(学生一人あたりの額)】

- ・学生通勤手当 1,010円/日
- ・学生賠償保険料 1,000円/日
- ・農業経営体への謝金 3,000円/日

【応募要件】

学生の受入を行う農業経営体の要件については、次のとおりとします。
過去に就労体験・就業体験(インターシップ)の受入実績があること又は今後の受入意向があること。

農畜産物の生産(当該農畜産物の加工・販売を含む)等に係る作業等を、**平成30年7月下旬から平成31年1月(原則)の期間内**に、原則10日間程度(1日8時間を基本とする)の農業体験を学生に担わせることができること。

体験することの意義や農作業等の目的などについて、学生に十分な説明及び指導を行うことができる県内の農業経営体であること。

農業体験期間中における学生の健康管理や事故防止に十分に配慮できること。

【応募方法】

別添「農業体験受入に係るエントリーシート」(別紙様式第1号)に必要事項をご記入のうえ、**平成30年7月2日(月)まで**に、(公財)三重県農林水産支援センターあてお申し込みください。

【支援対象者の決定】

学生及び農業経営体双方のニーズを踏まえたマッチングを行い、その結果に基づき、予算の範囲内で本事業の支援対象とする農業経営体を決定させていただきます。**このため、本事業への応募をもって、支援対象とすることが確約されたものではありませんので、予めご了承ください。**



【お申し込み・お問い合わせ先】

(公財)三重県農林水産支援センター
TEL 0598-48-1226
FAX 0598-42-8221

〒515-2316 松阪市嬉野川北町530番地
担い手育成支援課 山路・上村
E-mail info@aff-shien-mie.or.jp
<http://www.aff-shien-mie.or.jp/>